昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和五年二月十五日発行　SSKP　通巻第８０６９号

SSKP 脊損ニュース

2月号

〒152－0034
東京都目黒区
緑が丘２－15－14
村上ビル102
(公社)全国脊髄損傷者連合会
電話(03)6421-4588

(公社)全国脊髄損傷者連合会
ホームページアドレス ＝https://www.zensekiren.jp/

▲大江戸温泉物語　君津の森

〒２９２－１１４４
千葉県君津市法木３８４－１１９

ＴＥＬ　０５７０－０１１－２６４
https://kimitsu.ooedoonsen.jp

バリアフリーツインルーム　１室
一人につき
￥１１，３０８～（平日）

※曜日、季節、天候によって変わります。
その他、お問い合わせください。
（情報提供　広報部）

〈２月号目次〉

ユニバーサルデザイン推進功労者表彰報告
青色プロジェクト長　小林光雄　…　3
車椅子使用者用駐車施設等のあり方検討会の中間報告
全脊連理事　半谷克弘　……　7
投稿記事　アシトド氏のフリートーク
車椅子電車評論家　アシトド松井
……　9
連載　世界は開いているから仕方がない
村山哲也　……　12
連載　車椅子ユーザーが無料で宿泊できる
京都の宿　渋谷真子　……　13
減災《減災意識をたかめる》　……　14
2025年問題が迫る
大分県支部　高原政寿　……　16
万華鏡45・災害支援金のお願い　……　17
組織部報告・編集後記　……　18

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.2.15 SSKP 通巻第8069号

快適床ずれ予防マット

業界で唯一
シリコンファイバーを使用

ソフタッチユーホー

ソフタッチユーホーアームチェアパッド

腰全体を外気の冷えから守る！
高い保温性であったかマットレス！

◆ 座面だけでなく、背中、ひじ、ひざの裏までクッションがカバーするので安定感も抜群！

※ アームチェアパッド専用のシーツ（別売り）もございます。

先着 30名様限定!!

35%OFF

2022年12月15日(木)▶2023年4月14日(金)まで

通常価格
~~31,900円(税込)~~ ▶ **20,735円（税込）**

【側地】表面：綿35%・ポリエステル65%（抗菌加工）/裏面：ナイロン100%
【中綿】シリコンファイバー100%　【サイズ】長×座面幅×背幅×厚（cm）：100×50×45×8

車椅子パッド
¥15,400(税込)

2個1組セット

かかとパッド
11,000円（税込）

シリコンファイバーとは

床ずれ予防用具として最適な素材!!
高い通気性で汗をかいてもムレずに快適!!

「シリコンファイバー」の特長

- NASAでロケット発射時の暖衝材として開発
- 体圧分散効果と通気性に優れ、床ずれ予防に最適
- 繊維間の摩擦が非常に少なく、適度な弾力性

床ずれ対策に併せてオススメ!!

肌改善サプリメント **シスコラも販売中！**
6箱セット以上のご注文の場合は、送料無料でお得!!
更にお得 6箱セット▶5%OFF! 12箱セット▶15%OFF!!

メーカー販売価格 4,104円（税込）

商品のお申し込み・お問い合わせはこちらまでご連絡ください。（WEBサイト・メールでも受付可能）

☎ 03-3377-2361

日本ヘルスケア株式会社
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-21-12

WEBサイト https://www.jhckk.co.jp　MAIL jhc@jhckk.co.jp　FAX 03-3377-2214　営業時間 月曜～金曜 9:00～17:30

受賞

山形県支部『全面青色塗装活動』の経緯＆『令和４年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者』表彰報告

全国脊髄損傷者連合会山形県支部
顧問・青色プロジェクト長
小林　光雄

頸損・脊損の方が手動装置を使って運転できるようになってから50年以上。

その方たちが使用する『車椅子使用者用駐車施設』はドアを全開にしないと乗降できないので3.5m以上が必要なことはご存じの通り。

しかし私が脊損になった20年以上前、その駐車場は必ずしも必要としない人に停められ（不正駐車！？）、必要とする我々が行っても停めることができない時が本当に多かった。

そんな状況に我慢できず、山形県支部ではチラシを作成し、会員・役員がショッピングセンター等でチラシを配布し、啓発活動を行っていました。

平成16年（2004年）酒田市に住む会員の一人が「駐車場を国際シンボルマークの青地に白にしたら不正駐車が無くなるのでは！」と考え、管理している【財団法人日本障害者リハビリテーション協会】（現在公益財団法人）に確認。「営利目的でなければ使用に問題なし」の回答を得、『車椅子使用者用駐車施設』の『全面青色塗装活動』を始めることにしたのです。

そして地元に新築工事中の《スーパーヤマザワ山居町店》の『車椅子使用者用駐車施設』の『全面青色』を《スーパーヤマザワ》社長に直接お願いし快諾され、『全面青色駐車場』第１号が誕生しました。

そして、その資料を基に山形県支部として『全面青色の条例化』を県知事や有力県議会議員に要望し・決定。翌年（2005年）２月に施行されました。

しかし当初示された『参考解説図』には『全面青色』と共に『ゼブラ入り青色』の２種類になっていました。

案の定、ゼブラ部分への不正駐車（上写真左）やバイク・老人車・買物カート等（上写真右）で乗車できない事が多くなり、ゼブラの効果が全くないことが証明されました。

そして雪解け直ぐからマスコミの力や県議会への働きかけ、議会傍聴でプレッシャーを掛けるなどし、８月に全面青色のみ（次ページ解説図）になり現在に至っています。

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2023.2.15 SSKP 通巻第8069号

山形県福祉のまちづくり条例

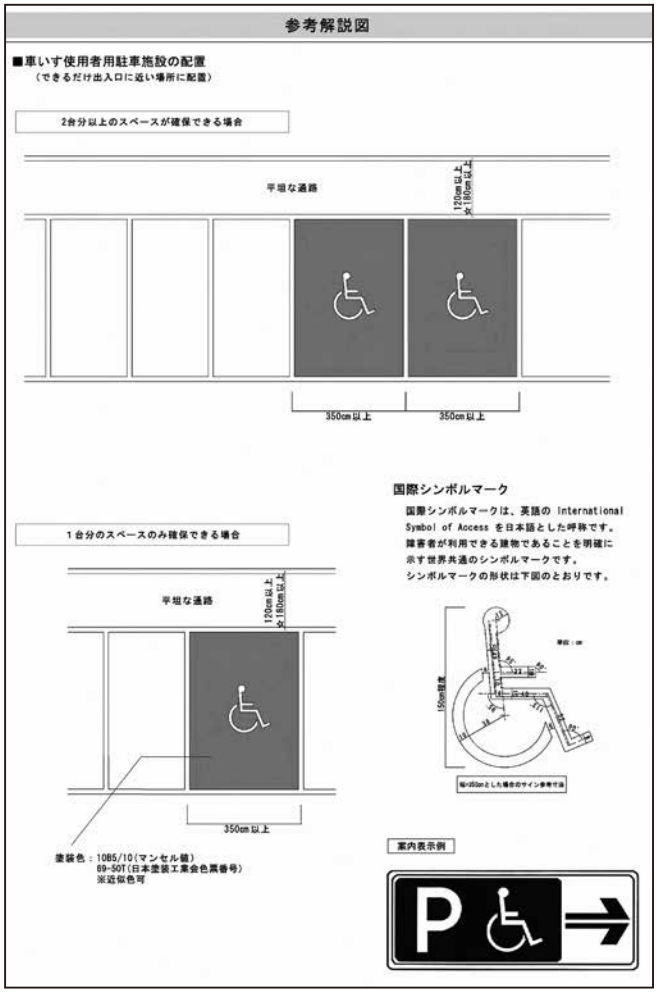

《さらに望ましい基準》

・車いす使用者駐車施設は駐車台数が200台未満の場合、台数×１／50以上、200台以上の場合、台数×１／100＋２台以上設置する事。

・車いす使用者用駐車施設であることを明確にするために、車体用スペースにカラー塗装を行うこと。

国際シンボルマークによる塗装を行う場合、色は原則として青地に白マークとし、明確に対比を行うこと。

・駐車場内の通路の幅は、180cm以上とすること。

「絶対に『全面青色』のみ！」となることを確信すると共に、翌年（2006年）に開催予定の《全脊連全国総会山形県大会》で全国から来られる会員さんにアピールするため、７月から全県での『全面青色塗装活動』を開始しました。

下の写真は最初に高校生ボランティアと活動した《旧鶴岡市文化会館障害者用駐車場》の実施前と実施後の写真です。

活動には材料代が必要なことから、県に100万円の補助金申請をし、認められた事も普及の大きな弾みになりました。

また支部会員が極めて少ない米沢市周辺の塗装活動には《米沢市身体障害者福祉協会》役員と会員に協力頂いた事で全県での活動ができたのも大きかったです。

お陰様で平成18年（2006年）に行われた《全国総会山形県大会》では全国から来県された会員に大きくアピールすることができました。

また平成20年（2008年）６月には、福島県職員と共に同県『PP制度導入検討会委員』の方々が山形県庁に『全面青色活動』状況と、佐賀県から始まり山形県で全国２番目に実施している『ＰＰ制度』についての状況を聞きに来られ、私は《全面青色活動》の《塗装手順》や《活動状況》について説明しました。

その後、福島県の『まちづくり条例』の『施設整備マニュアル』に「車いす使用者用駐車施設であることを明確にするため、車体用スペースの路面にカラー塗装することが望ましい」と記載されましたが《青色》とは記載されず現在に至っています。

理由は福島県に本社をもつスーパーの『車椅子使用者用駐車施設』を「やさしい色」ということで《橙色塗装》としていたので、「青色限定にできなかった」と伺いました。

そのスーパーは山形県内にも数店あり、その後の再塗装の際は『全面青色』にして頂いています。

同じ年の10月には６月に山形県庁にも来られた、現全脊連理事で『車椅子使用者用駐車施設等あり方検討会』委員である半谷さんが、県身障協会双葉支部の役員と一緒に鶴岡に塗装活動の手順を聞きに来られました。

しかし、活動を始めて間もない2011年の東日本大震災の影響で活動を中断し地元を離れなければなりませんでした。

震災がなかったら、この団体の活動で福島県内は勿論、今以上全国に《全面青色駐車場》が広がっていた！と思うと、残念でなりません。

その後の『全面青色塗装活動』については《山形県支部HP》（QRコード）に掲載の通りです。

今回の受賞について説明します。

2020年10月頃、大濱代表理事より「全脊連として『バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者』として何度か推薦しているが、中々受賞できない！　来年度は山形県支部で行っている『全面青色塗装活動』を推薦しようと思っている」と話がありました。

そして2021年６月、全脊連本部から厚労省に推薦書を提出し９月末同省より「表彰の候補として残っており、より詳細を把握するため、現地調査を行いたい」旨の連絡があり、10月の現地確認調査となりました。

現地調査は10月25日。選考委員である筑波大学の小澤 温先生と内閣府の野木さんが来られ、中島支部長以下役員５名が対応。調査場所として今年度『山形市コミュニティファンド事業』で塗装した山形市内３カ所（11台分）を見て頂きました。

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2023.2.15 SSKP 通巻第8069号

そして厚労省から受賞（奨励賞）内定（正式決定は授賞式前日の記者発表後）の連絡があったのは12月５日。

授賞式は内閣総理大臣官邸で12月26日（月）17時15分～との事。

授賞式会場に今回の受賞理由・活動状況などを展示するため、荷物運び・介助者として孫２人も同行させました。

活動当初から携わっていた私（小林）が、支部を代表し受賞及び記念撮影に臨みました。

写真撮影終了後、持参したＡ３拡大コピーした資料について岸田総理に「今では北海道から沖縄まで全面青色駐車場が広がっている」事を説明し、「国の機関や施設の『全面青色駐車場』を広げて欲しい」旨お願いできました。

下記アドレスは当日の状況を掲載した首相官邸のHPです。

HP内『関連動画』で受賞状況を見ることができます。

https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202212/26bf_hyosho.html

又下記アドレスは今年度受賞した山形県支部等５団体の資料です。

https://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/r04hyoushou/index.html

QRコードをスマホで読み込み見ることができますので、是非ご覧頂ければと思います。

（文責　小林）

提言

車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会の中間報告

国の機関である「あり方検討会」及び「適正利用に関する指針(ガイドライン)作成の意見交換会」の委員に携わる半谷氏からの中間報告を掲載します

全脊連 理事　半谷　克弘

◆　検討会の進捗状況

車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会及び椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関する指針（ガイドライン）作成に係る意見交換会では、事務局から提示された資料に基づき、各委員の意見を求めている段階で現在も継続中です。最終的な取りまとめのガイドラインが公表されるまでは、決定した内容はありません。

◆　各課題に対する検討委員としての意見

NO. 1　検討委員の任命について

駐車場問題を解決するために、必要な分野の検討委員が任命されていません。車椅子使用者用駐車施設の利用対象者は誰かを判断・認定できる分野の検討委員が必要です。整形外科やリハビリテーションの分野の専門家が考えられます。また、私有地内のルール作りや不正利用に関するルール作りが必要ですので、法律の専門家も必要です。

2.検討委員
◆車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会
委員長　高橋 儀平　東洋大学 名誉教授
委　員　秋山 哲男　中央大学研究開発機構
大沢 昌玄　日本大学理工学部 土木工学科 教授
（障害者団体）
今野 英樹 社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会
半谷 克弘 公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会 理事
佐藤 聡 特定非営利活動法人 DPI 日本会議 事務局長
（事業者団体等）
村上 哲也 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 参与
吉田 稔 日本チェーンストア協会
廣田 正幸 一般社団法人 不動産協会
村上 弘 一般社団法人 日本ビルヂング協会連合会 政策委員
春本 哲之 一般社団法人 全日本駐車協会 専務理事
岡部 憲郎 公益社団法人 立体駐車工業会 事務局長
亀村 幸泰 一般社団法人 日本自走式駐車場工業会 専務理事
浦家 敏彦 一般社団法人 日本パーキングビジネス協会 副理事長
（地方公共団体等）
田中 誠人 東京都福祉保健局生活福祉部 福祉のまちづくり担当課長
野田 英雄 佐賀県健康福祉部福祉課 課長
野中 克佑 日本建築行政会議バリアフリー分科会
（神奈川県土整備局建築住宅部建築指導課建築指導グループ

NO. 2　車椅子使用者用駐車施設の本来の利用対象者について

平成６年に施行されたハートビル法では、全人口に対する肢体不自由者の割合が1.8％であることを根拠として、駐車場の設置数を２％としました。

肢体不自由者1.8％が法律の想定していた本来の利用対象者です。速やかに利用対象者を明確に認定する作業が必要です。

NO. 3　様々なニーズが求められる駐車場について

NO. ２で設置数が制限・限定されているので、様々なニーズには対応できません。

NO. 4　パーキングパーミット制度について

佐賀県から全国に普及しつつあるパーキングパーミット制度には、利用対象者の範囲を広げすぎたために、本来想定していた利用対象者がますます利用できなくなる、不正利用者に対する抑止力が制度に盛り込まれていないために、費用対効果が得られない等の問題・課題があると指摘されているので、これらの問題・課題を改善して新たな国のパーキ

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.2.15 SSKP 通巻第8069号

ングパーミット制度を整備・普及すべきです。

NO. 5　ダブルスペース方式について

乗降に広さが必要な利用者と広さを必要としない利用者を分離し、住み分けを図る方法としてダブルスペース方式が採用されました。同方式により駐車場問題は格段に改善されると思われます。3.5m駐車区画の利用対象者を明確にすれば、自動的にダブルスペース方式が成立します。速やかに同方式を全国に普及していただきたい。

NO. 6　都市部の駐車場事情について

1）都市部と地方の利用環境が異なるので、パーキングパーミット制度で対応できないという意見があるが、バリアフリー法で設置義務が生じた車椅子使用者用駐車施設であるから全国統一の制度であるべきです。そもそも同制度が自治体運用ルールが異なることがおかしいと思います。

2）都市部は人口が多く駐車場が少ないので、パーキングパーミット制度では対応できないという意見に対し、松村みち子氏（都市・交通問題研究者都市プランナー）の論文によると、都市部における自家用車の登録台数に対し全駐車場の数は十分に足りている。法律の対応が遅れたために車椅子使用者用駐車施設の設置数が少ないだけである。施設管理者の理解と協力で設置数を増設することは可能です。

また、都市部での移動手段としては、マイカーよりも公共交通機関への依存度が高いことも考慮すべきです。

NO. 7　駐車区画の確保について

ダブルスペース方式の採用によって駐車区画の不足が生じるのではないかという意見に対して、従来では一般駐車場を利用していた高齢者や妊産婦等を施設入り口付近に集約するだけなので、駐車場全体の駐車区画の過不足は発生しません。

NO. 8　駐車場問題とは

1）以前は利用に関する明確なルールがなかったために、健常者による不適正利用が問題とされていました。

2）佐賀県のパーキングパーミット制度によって、ルールができたことは高く評価できるが、利用対象者の範囲が拡大されたために新たな問題が発生しました。

3）設置義務を課しても利用に関するルールが無いことが、駐車場問題の根本的原因ではないだろうか。

4）施設管理者の適性管理ができない現状が問題ではないか。

問題の底辺にはモラルやマナーという課題があるのであれば、一企業や一施設が背負える問題ではない。施設管理者に設置義務を課しているのであれば、行政も管理責任の一端を担うべきではないか。

5）駐車場問題とは、本来の利用対象者が利用できない状態と定義するのなら、普通の生活をしたいというささやかな権利と移動の権利を私たちに下さい。

施設管理者に適切な管理ができない状態と定義するのなら、適切な管理が可能な法的な根拠と権限を下さい。

NO. 9　施設との協力・連携について

日本ショッピングセンター協会・日本チェーンストア協会さんは、事業者団体ではなく、設置義務と管理責任を有する当事者団体と考えるべきである。同じ駐車場問題を共有しているのだから、今後、問題解決のために協力・連携する必要があります。

（続く）

投稿記事

車椅子電車評論家　アシトド氏の フリートーク

滋賀県支部で元文化部・機関紙担当をしていたアシトド松井（ハンドルネームです）と申します。ホームページ、アシカなくともトドまらずをつくることができました。

アシトドで検索してね

車椅子電車評論家
アシトド松井

滋賀脊損でつくられたホームページ　旅しが　Ｓｔｙｌｅ　も検索してね。

第11回目のテーマは「正しい多目的トイレの使い方」です。いつものようにアシカさんとトドさんの対談形式でお楽しみください。

正しい多目的トイレの使い方

＜トド＞　多目的トイレはいろいろな使い方がされますね。きれいに掃除されていて中が広いものだから、男女の営みに使う人や、コスプレのための着替えに使う方、なかで生活しておられるようなことも。

＜アシカ＞　大勢でタバコを吸っていたり、ハンバーガーや飲み物の入れ物が散乱していたりして。右写真は京都府のある駅の多目的トイレですが、吸殻がいっぱいで臭いもすごい。駅員さんの話だと近くの高校生が喫煙所として使っているのだそうですが、ちゃんと校内で吸うように指導してもらいたいですね。

＜トド＞　多目的トイレでこんなイベント！？を行われたら、いつまでたっても車椅子ユーザーは利用できませんね。

＜アシカ＞　もっとすごいのが次頁上写真の多目的トイレ。滋賀県の駅前ロータリーにあったものなのですがどうやら中で、シンナーをやっておられるらしくて、 こうなると、「車椅子ユーザーだから、このトイレを優先的に使わせてください」とも、いいだしにくいですし。校内で吸ってから下校するように厳重に指導してもらいたいですね。

＜トド＞　そういう問題じゃないでしょう。吸うこと自体が、ダメなこと。

＜アシカ＞　じゃあハンバーガーや飲み物を取るのは良いの。

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.2.15 SSKP 通巻第8069号

＜トド＞　それこそ場所の問題です、店内でお召し上がりなら軽減税率は適応されません？

＜トド＞　ところで最近は少なくなりましたが、多目的トイレが倉庫代わりに使われていることが結構ありましたね。

＜アシカ＞　下の写真は千葉県内の資料館の多目的トイレですが、トイレットペーパーが側面に山積みにされていました。

他には宮城県の港で物置の隅に多目的トイレがつくられていたり、年末にテーマパークのホテルの多目的トイレを使おうとしたら、先日終わったばかりのクリスマスの飾りがいっぱい押し込んであって、ツリーが邪魔して利用できず。

ホテルを出て夜の暗いテーマパーク内の多目的トイレを使わせてもらった経験もあります。

＜トド＞　多目的トイレは広くて色々な物がおけましたからねえ。

＜アシカ＞　最近は車椅子ユーザーの外出が増えたせいか、多目的トイレの数か増えたせいか、物置にされるケースには見なくなりましたね。でも最近京都府内のスーパーでこんな多目的トイレの案内が（写真右下）

＜トド＞　あくまでユニバーサルシートの案内なのでしょうが、着替えに物置に使えるとなっていますね。

＜アシカ＞　こちらのトイレはお年寄りや女性の方の着替えにつかえることが明記されています。外出中に着替えをしたい場合は、トイレを利用しないと仕方ない場合がありますね。自宅からコスプレ衣装も着ていけないかもしれないし、ロッカー室を用意してもらえなかった、非正規雇用の客室室乗務員の方が空港のトイレで着替えて職場に向かうなんて話もきいたことがあります。

＜トド＞　でもトイレで着替えるとなると、急にもよおした車椅子ユーザーなどは間に合わなくなるケースも出そうですね。

＜アシカ＞　私はオストメイトと脊髄損傷の重複障害者だからより深刻ですよ、ウ〇コまみれになりそうで、でも衣服が汚れたら着替える場所もほしいわけですから、難しい立場ですね。

＜トド＞　多目的トイレに住んでいる方と遭遇したことがあるそうですね。

＜アシカ＞　大阪府内で２度、茨城県内と滋賀県内で１度ずつ、計４回トイレの住人と遭遇したことがあります。

＜トド＞　滋賀県内のバスターミナルの多目的トイレでの住民との出会いは、すごかったようですね。

＜アシカ＞　今となってはもう昔の話ですが、オストメイトと車椅子利用の重複障害者である私は、トイレにすんでいた人の前で、ウ〇コをしたことがあります。車椅子やオストメイトの障害のある仲間に話しても信じてもらえないようですが、実話です。職場の後輩と宴会の帰りにピンチになったので急きょバスターミナルにある車椅子対応トイレに入ろうとしたのですが、アコーディオンドアは硬く閉じられ、呼べど叫べど応答なし、管理をされている方が仲介？に入ってくださり、扉がひらかれると。中はダンボールが敷き詰められ、手すりにはハンガーがかけられた理想的な、居住空間、そこに住んでおられた方とご対面。私が入ったのだから、トイレから出てもらえるのだと思ったら、そのまま横にいらっしゃる。当方も覚悟をきめて、コロストミー（人工肛門）のお腹をみせて、パウチ（袋）を外してウ〇コを捨てる。カテーテルを入れて自己導尿する、といろいろとご質問をしてくださる。オストメイトや車椅子の講習会でもここまで実演しませんよ！　職場の後輩は酔いがまわっていて、介助という立場を忘れ、はなれたベンチに座って酔いをさましておったそうじゃ。めでたし、めでたし？

＜トド＞　少しもめでたくないじゃないですか。それに女性の車椅子ユーザーだったら怖くてトイレに入れませんよ。

＜アシカ＞　でもトイレに住む人にはそれなりの事情もあるのだろうし、ある意味では社会的弱者同士、住む所くらいは確保できる社会にしてほしいですね。

制度は整っているのかもしれませんが、まだまだそこにたどり着かない人も多いのかもしれません。

最後に多目的トイレにあるこんなもの（下写真）は、オストメイト・トイレです。便や尿を身体の姿勢に合わせて処理するためのもので、洗面等に使用されないようにお願いします。

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.2.15 SSKP 通巻第8069号

第23回『世界は開いているから仕方がない』村山　哲也

連載タイトルに込めたのは（2）　国境だけではない、どこにでもある、それが境界

国内と国外と、という発想そのものが、もしかしたらヘンテコなのかもしれない。そんな風に思うのです。

たとえば男と女という性別による境界。この境界はとても絶対的なもので、男尊女卑的な価値観もあってかなりやっかいな存在でした。でも、この境界に異議を唱える声が（多くは女性たちから）上がり始めています。さらには素敵なことに、近年はこの性別ボーダそのものに立ち向かう人たちも出てきた。

あるいは小学生のころ、３年１組と２組の間には確かに境界がありました。クラス対抗となれば、それこそムキになったものです。ところが、他校との競争になったとたん、１組と２組の境界はあやふやになりました。昨日の敵が、今日の味方。世の中、そういうことは山ほどありそうです。

関東と関西とのあいだにも、味やらイントネーションやら歴史やら、いろいろと境界はありそうです。贔屓のスポーツチームが違えば、そこにも境界が発生します。私は、元高校球児の野球愛好家で、プロ野球ではカープのファンです。「私もカープのファンです」となれば、一気に仲間意識が生まれますし、ジャイアンツやタイガースのファンと言われると少々気持ちが引いたりする。

あるいは、家族の間にだって、世代や、価値観や、立場や、実際の部屋の仕切りも含めて、境界はある。

ね？　境界いたるところにあり、でしょう？　そんな境界ひっきりなしの世界で、なぜ国境だけが特別な意味を持つのか？　むしろ、国境も様々な境界の一形態に過ぎないと考えた方が気楽じゃないのか？

となれば、国外とか国内とか、それほど意味はないのです。たとえば九州福岡にいれば、首都東京よりも韓国の釜山のほうが地理的にはずっとなじみがあっても何の不思議もないわけで。

一方で。「境界」はけして取り払うべきものでもないでしょう。

2021年１月に出版した『超えてみようよ、境界線』というタイトルの本で、私は以下のように書きました。

『どの境界も、存在理由はそれぞれだ。人は、そのときそのときで、自分の都合に合わせてその境界を使い分けているに過ぎない。ひとつひとつの境界の強弱濃淡を決めているのは、その境界を必要とする人たちの価値観や利便性だ。そしてその価値観や利便性によって、境界は都合よく現れたり消えたりしている。それはけして不道徳でも、責められることでもない。境界はあくまで生き易く使えばいいのだとぼくは思うようになった。もちろん、その境界が他者に対しての侮蔑や否定や、特権の維持のためでない限り。そして、国境も多くの揺れ動く境界のなかのひとつに過ぎないと考えるようになった。』

自分を守るために、生きやすいように、境界は使いこなせばいい。

ただ問題は、こちらの意図にかかわらず、この境界はどうしたってノックされてしまうのです。こちらが超えたくなくても、外から誰かが越境してくることは避けられない。だって、世の中ひとりで生きているわけじゃないですから。だから『世界は開いているから仕方がない』、なのです。

（ちょい自己宣伝を。自著『超えてみようよ、境界線』かもがわ出版、わりと多くの公共図書館にあるようです。縁があったら手に取っていただけたらとっても嬉しいです。）

（写真は、東京上野の国立科学博物館にて）

連　載

車椅子ユーザーが無料で宿泊できる京都の宿

渋谷　真子

タイトル通り、車椅子ユーザーが無料で宿泊できる宿の紹介をしていこうと思います。

その宿を運営している方と出会ったのは約１年半前です。私が絵本を印刷するために行ったクラウドファンディングで「私が直接会いに行く」という項目で高額の支援をしていただきました。京都に住んでいたので、会いに行ったのが出会いのきっかけです。その方は若い頃に脊損で車椅子になり、その後、１から自分で事業を立ち上げ今では会長職に就いていらっしゃる方でした。「人が喜んでる姿を見たい」という事で、自分の実家をバリアフリー仕様にして、民泊として提供しています。旅行に行くのも色んな不安があって行きにくい。と思う人のために、少しでも背中を押したいと、「車椅子ユーザーは無料で宿泊できるようにしてるんだ。」と仰っていました。場所は嵐山に近い一軒家です。

12月に車椅子の友達２人で京都観光に行った際に利用させていただきました。入り口は少し急なスロープになっていたので、一緒に来ていただいた民泊のスタッフさんから押してもらい入室しました。広さは充分。車椅子２台でも自由に動ける広さです。ベッドは２台あり、１台は電動ベッドでした。家で過ごすような感じなので、特に困ることはありませんでした。また、民泊の良さとして、洗濯機や洗剤が備えてある、という事です。トイレを失敗してもすぐに洗濯ができるのでとてもありがたいと感じました。宿泊時は２階に行く用の昇降機が壊れていましたが２階にも寝る事ができるので、家族での宿泊も簡単です。

車椅子になって京都旅行は初めてで、車椅子２台での旅行も不安でしたが、祇園で車椅子２台で散策もでき、予約していた老舗感ある小料理屋さんのカウンターで蟹料理も堪能できました。

嵐山も人が多く移動は大変でしたが、竹林や渡月橋も楽しめました。

「無料なんだったら行ってみよ！」という気持ちから不安だった京都が楽しめたのはとてもいいキッカケだったと思います。

もし、皆さんもご興味あればQRコードのリンクを貼っておきますので、チェックしてみてください！また、YouTubeにも既に旅行や宿の映像を配信しているのでご覧ください！

← 民泊のページ

← 京都旅行YouTube

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2023.2.15 SSKP 通巻第8069号

減GENSAI災

《減災意識をたかめる》

後発地震注意で新制度
北海道・三陸沖
７道県対象、開始
Ｍ７以上、１週間備え促す

北海道と東北の太平洋沖にある日本海溝・千島海溝でマグニチュード（Ｍ）７以上の地震を観測した際、より大きな後発地震への注意を呼びかける新制度「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用が始まった。北海道から千葉までの７道県182市町村が対象。事前避難は求めないが、揺れを感じたらすぐに逃げられるように備えの徹底を１週間促す。

想定震源域では、Ｍ７級の地震が２、３年に１回の頻度で発生し、注意情報の発表も同程度になる見込み。

想定する震源域で地震が発生した場合、気象庁が最大約２時間かけて揺れの規模を精査。Ｍ７以上なら、内閣府と合同で記者会見して注意情報を発表する。

自治体の防災行政無線や報道などを通じて、避難場所・経路の確認や、逃げやすい靴、防寒具の準備などを呼びかける。企業にも設備の安全確認を求める。１週間地震が発生しなければ「特に注意すべき期間は終了した」と発表する。

ただＭ８級以上の後発地震が発生する確率は100回に１回程度とされ、空振りの可能性が高い。このため事前の避難や経済活動の制限までは求めない。2011年に三陸沖でM7.3の地震が発生した２日後、東日本大震災が起きたことなどを踏まえて導入した。

政府は、日本海溝・千島海溝でＭ９級の地震が起きれば、北海道や岩手県の一部に高さ30㍍近い津波が到達し、死者数は最大19万９千人に上ると想定。迅速な避難などで、死者を８割減らせるとも指摘している。

「避難求めず」に困惑も

住民「何をすればいいのか…」

日本海溝・千島海溝沿いでマグニチュード（Ｍ）７以上の地震が起きた場合、より大きな巨大地震への警戒を呼びかける「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用が始まる。備えを強化する動きが出てきた一方で、避難を求める情報ではないため、どう対応すべきか戸惑いも広がる。

▽整　備

「正直何をすればいいのか、分からない」。巨大地震による大きな被害が想定される北海道釧路市で、学生ら約10人が下宿する「ペンション太豊」経営の中村美千子さん（72）は打ち明けた。

津波を想定し、学生たちには繰り返し「地震が起きたら避難所に行くんだよ」と伝えてきた。

ただ、後発地震注意情報は事前避難の必要はないとする。「避難しなくてもいいとなると、何をしたらいいの」。中村さんは困惑している。

2011年の東日本大震災で大きな被害を受けた福島県いわき市の水族館「アクアマリンふくしま」。今回の運用開始に合わせて職員向けのマニュアルを整理した。注意情報が出ただけでは休館せず、営業は続ける。スタッフが備蓄品の在庫や避難経路などを改めて確認し、来場者には館内放送で注意を促す。

▽負　担

境野浩義副館長は、注意情報のきっかけとなる先発地震の状況次第だと指摘する。「先発地震で被害が出ればその対応に追われ、余震も警戒する。先発地震の被害が全然ない中で注意情報が出たら、どう行動すればいいのか難しい」。

後発地震注意情報が出て、不安になった住

民が自主的に避難所に向かう可能性も指摘される。

宮城県岩沼市は避難所開設の予定はないとした。「東日本大震災を受け、防潮堤整備や住宅地の内陸移転など津波被害に遭わないまちづくりをしてきた」と担当者。一方で「今回の制度は、自治体に任せられる部分が大きいと感じる」と負担感を吐露した。

岩手県一関市は「避難所を開く予定はないが、要望が多数あれば検討する」という姿勢だ。

▽周　知

周知が進んでいないことも課題だ。茨城県ひたちなか市の担当者は「注意情報が出ても、何のことか分からないという住民も多いと思う。丁寧に知らせたい」。

内閣府によると、注意情報の対象となるＭ７以上の地震後、Ｍ８級以上の地震が７日以内に発生する確率は100回に１回程度だ。一関市の担当者は「空振りの可能性が高いと分かった上で警戒してもらうよう市民に理解を求める。災害への備えを確認する機会として必要な制度」と話す。

北海道根室市で「エクハシの宿」を営む板屋大介さん（59）は、全ての客室に懐中電灯や食料、水などが入った避難袋を常備。停電などに備え、自家発電機やガスこんろも置いてきた。

1994年の北海道東方沖地震などを経験、備えの大切さを痛感したからだ。今回の情報開始について「やることはこれまでと同じ。思いつく限りのことは全部やりたい」と指摘した。

後発地震 確率高まる
南海トラフで東北大など

東北大と東京大、京都大の研究チームは、南海トラフ沿いで巨大地震の発生後、１週間以内に同規模の後発地震が起きる確率は2.1～77％と、平時の99～3600倍に高まると英科学誌に発表した。世界の他地域と比較して、巨大地震が連続で発生する確率が高いことも示した。

東海沖から九州沖の海底に延びる溝状の地形（トラフ）沿いで起きる南海トラフ巨大地震は、マグニチュード（Ｍ）８～９級が30年以内に70～80％の確率で起きるとされている。一方、研究チームは、過去の事例が少ないため、後発地震の発生確率は誤差の範囲が大きく「予測には不確実性が伴う」とした。

チームは、約110年間の世界の地震統計データや1361年以降の南海トラフ地震の発生履歴を分析。東西に長い震源域の片側でM8.0以上の地震が起き、もう一方の側で後発の巨大地震が起きる恐れが高まる「半割れ」を主に想定した。

発生確率は、先発地震から６時間以内が1.0～53％で、通常時と比較すると1300～７万倍。１日以内は1.4～64％と460～２万１千倍と急上昇する可能性を示した。また世界の他地域では、３年以内にＭ８以上巨大地震が連続して起きる確率は5.3～18％だったが、南海トラフ地域では4.3～96％と高くなるとした。

国は2019年から、後発地震発生の可能性が高まった場合に警戒や注意を呼びかける「南海トラフ地震臨時情報」を運用している。研究を主導した東北大災害科学国際研究所の福島洋准教授は「Ｍ８クラスの地震が間髪入れずに起きる可能性もある。普段からの備えが重要だ」としている。

神奈川新聞

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.2.15 SSKP 通巻第8069号

機関誌（豊の輪）より

２０２５年問題が迫る

大分県支部　**高原　政寿**

2025年に戦後の日本で急激に出生率が増えた第一次ベビーブームは、「団塊世代（1947年～1949年生まれ）」とも言われます。2025年問題とはその団塊世代の方々が75歳の高齢者となり医療（病床やスタッフの不足など）・介護（施設数やスタッフの不足など）・年金の社会保障が限界を迎えることです。

これに伴い幾つも問題点が上がります。

○社会保障費の負担が増える。

高齢者が急激に増える事で、今までに比べて医療費・介護費がより増える事でこれに支払うべき年金も含めると必要となる社会保障給付は大幅に増える事になります。結果、消費税の増額や新たな制度による増税となる可能性が近い未来で生じます。

○医療現場での困難が生じる。

病気や障がいを持つ高齢者が増えれば、それだけ医療施設と医療従事者が必要となります。それに対して医療関連を維持するために必要な社会保障費が国から満足に得られ無くなれば、少ない予算で大勢の患者さんを見なければならなくなり、様々な質の低下が起こりかねません。そして病院の維持もままならなくなり削減される恐れもあります。また、近年では病院の対応はコロナウィルスの影響で医療への負担が常に重くかかっているので、以前より想定されていたものより厳しい状況となっています。

○要介護者の急増

75歳以上の後期高齢者となると徐々に身体を動かすことが不自由になり、介護を必要とする人が増えます。厚生労働省の調査では75歳以上の４人に１人が介護が必要と試算されて、その内の半分は認知症の影響も出ているとされています。それでなくとも介護職は離職率が高くて介護者不足が続いている状況で2025年問題が重なれば過重労働により、更なる離職に繋がりかねません。というように主な問題点を挙げてみました。

それに対して国が行っていることもいくつか挙げていきます。

○社会保障の給付と負担の見直し

・医療費が応益負担（収入や能力に関係なく一律で負担すること）から応能負担（収入により負担額が変化する）に令和４年10月から切り替わりました。これにより後期高齢者で今まで一割負担から二割負担に（現役並みに所得がある方は引き続き三割負担です）ご自身の負担割合がどうなるかは各市町村から令和４年10月以降の負担割合が記載された保険証が交付されましたのでご確認ください。

・要介護一と二の介護者の生活介護や生活援助サービスを見直す。要介護一と二と介護者を「軽度者」と一律に括り付けてサービス内容や負担金や仕組みを見直すとされています。

○地域包括支援システム

高齢者が住み慣れた地元で出来る限り自分が望む暮らしを送れるように住まいや医療や介護や生活支援を提供していこうと取り組んでいるシステムです。

○雇用対策

・介護従事者の増加は急務ですので、労働環境や待遇の改善の支援策を出している所です。

・健康な高齢者の働く場所の提供。

このように要介護一と二を軽度者に一括りにするなど反発が起きそうな内容もありますが超高齢化による医療・介護・福祉・年金など社会保障費の急増となり、その社会保障費の主な財源は国民の税金や社会保険料収入ですが、少子高齢化により収入（税金・社会保険料）と保障（助成金・給付金）の差額が広がり続けていますので安定した社会を送るには見直しは必要と思われます。

≪感想≫

2019年10月での消費税率引き上げも、こうした社会制度のほころびを改革するために実施されました。消費税増税分は全て社会保障費に充てられ幼児教育・保育の無償化など次世代の働き手のために政策が実施されました。しかし、長く続いている少子化問題はこれらの政策で解決できるものとは思えません。さらなる消費税率引き上げが行われる可能性があります。数10年程前から未来予想みたいなことをしていましたが、少子化・高齢化・社会保障・介護などについてはあまり議論されていなくて、やっと数年前から慌てだしている感じです。日本は外国人に甘い制度ばかり作り、日本人のために暮らしやすい世の中作りが後回しな気がします。

万華鏡 45 空白の10年

千葉県支部 出口 臥龍

この１月、あの忌まわしい頸損事故から20年となった。人生に例えれば成人式だ。むかしは「頸損５年」と言われたようだが、医学の驚異的な発展により、20年も生きながらえたばかりか、脊髄細胞再生の道すら開けてきた。感慨深いものがある。事故から８、９年は何がなにやら分からず、日々の出来事にも関心が及ばない。私の記憶にはポッカリ穴があいている。10年目を前にして、このままじゃダメになると思った。「何かしなければ…」と決意した◆「スマホ」という言葉が耳に飛び込んできたとき、「はぁ、何語だ」と戸惑った。事故の後遺症で、頭がおかしくなったかと慌てた。「空白の10年」は、エポックメイキングな出来事だった。受傷前にガラケーは使っていたが、なんとこれにコンピューターを仕込むという荒業を、現代科学がやってのけた。私は「スマホ」の発明は、人類の進化を飛躍的に実現したと思う。つまり「空白の10年」以前と以後では、世の中がまったく変わってしまった◆「スマホ」は人間の生活を格段に利便化した。そして人間の関係を歪めてしまった。人々を物知りにした反面、電波の陰に潜んで他人を誹謗中傷するようになった。見ず知らずの人を、無差別に殺（あや）める事件も相次いだ。文明の利器が、とんだ凶器になってしまったのだ。

災害支援金への募金のお願い

近年、多様な自然災害が全国各地で多発しています。そのような事案に遭遇した全脊連会員へ生活支援等に即応すべく支援金の存在は心強いものです。その準備のために平時から募金活動を継続したいと思います。厳正に別会計として管理し公開してまいります。皆様からのご協力を心よりお願い申し上げます。

大規模災害発生時には、従来からの特定募金を実施したいと思います。

日頃より、防災意識の向上に心がけましょう。

〔記〕

【お振込先】

郵便振替……００１１０－２－１７００７６

加入者名……公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ

※　通信欄に「災害支援金」とご記載ください。

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.2.15 SSKP 通巻第8069号

組織部報告２月

●新入会員

山形県支部　山口昌行
千葉県支部　小柴一良
千葉県支部　小柴真由美
大阪府支部　隅野創太

●死亡退会

謹んでお悔やみ申し上げます

栃木県支部　平野悦子様
和歌山県支部　鈴木健史様

＜編集後記＞

昨年12月、首都圏に住んでいる孫に手紙を送ったが週末になっても「届いた！」の返事がない。

その後確認したら「アパート名教えるの忘れた！」の連絡。案の定手紙を出してから丁度１週間後に戻って来た。

それはアパート名を書かないこちらのミスなので仕方がないにしても、郵便を出してから到着までが読めなくなった。

ネットでは「同じ地域に出した郵便物が10日後に戻って来た」。理由も「番地はあっていたが部屋番号が無かったから」とのこと。

正論ではあるが、かつて私の住んでいる所では番地が無くても届いていたのが懐かしい。

調べたら、日本郵便の働き方改革で2021年10月から配達員の土日・祝日を休日としたことが遅くなった原因のようだ。

実は昨年暮れに出した年賀状も１月10日に戻ってきた。

今更年賀状もないので寒中見舞いにしようと思っている。

63円のハガキや84円の手紙を「今日出して明日・明後日到着」は昔の話！

今後はハガキや手紙の普通郵便は「いつ着いても構わない」と割り切って出すことにする。

そんなこともあって近頃は早ければ翌日に着く《宅急便のコンパクト》を利用することが多くなった。

因みに日本郵便の速達や書留は勿論、レターパックなどは今まで通り土日も配達されているのでご心配なく！　（光）

原稿をお寄せください

各支部で発行する機関紙に掲載された研修会や行事の報告等をお寄せください。また、会員の皆様で、旅行記や意見、エッセイなどの原稿も、本部へお寄せください。役立つ情報を共有したいと思います。あわせて支部機関誌も本部にお送りください。参考にさせていただきます。

私小説、ご自分の研究報告、体験談など多彩な原稿をお寄せください。

また、以前に利用したホテルなどの情報もお寄せください。

お待ちしています。

経肛門的洗腸療法は
保険診療で認められている治療法です。

経肛門的洗腸療法とは、1～2日に1回、
直腸と左側結腸の便を洗い流すことにより
便失禁や便秘症状を改善する治療法です。

親水性コーティング付き使い捨て型
自己導尿カテーテルは、
医療機関からより処方されやすく
保険改定されました。

潤滑ゼリーや保存液が不要で、
開封してすぐに使うことができます。

経肛門的洗腸療法による排便管理
親水性コーティングカテーテルによる導尿管理

ご興味のある方は、ぜひかかりつけの医療機関にお問い合わせください。
経肛門的洗腸療法の実施医療機関については、コロプラスト株式会社ホームページの
「経肛門的洗腸療法の実施施設一覧」をご確認ください。

コロプラスト株式会社　〒102-0074 東京都千代田区九段南2-1-30 イタリア文化会館ビル11F
www.coloplast.co.jp　0120-664-469

©2021-05 無断複写・転載を禁じます。
The Coloplast logo is a registered trademark of Coloplast A/S.

Coloplast

昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和五年二月十五日発行　SSKP　通巻第8069号

アイのある技術で、ユニバーサル社会に貢献します。

ニッシン自動車工業は2016年4月より、
”株式会社ミクニ ライフ＆オート”と社名を変更し、新たなスタートを切りました。

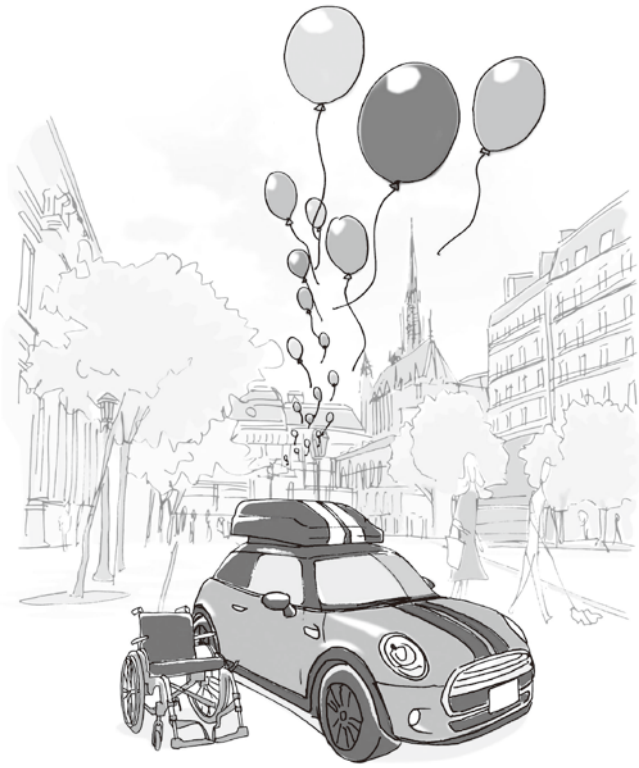

Happy car life

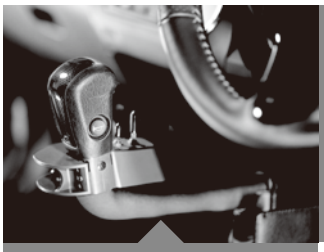

車いすを屋根上へ収納
車いす収納装置
オートボックス

車いすに乗ったまま
スムーズ乗降
リモコン式
乗降用リフト

手でアクセル＆ブレーキ
手動運転装置
APドライブ

車いすの積み降ろしを
サポート
車いす収納装置
ウィンチェア

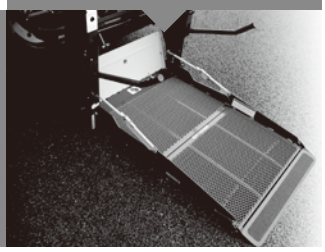

福祉車両総合メーカー

MIKUNI life & auto
Mikuni × Nissin automotive industry

株式会社 ミクニ ライフ＆オート
〒349-1145 埼玉県加須市間口456-1
TEL.0480-72-7221
FAX.0480-72-7223
http://www.nissin-apd.co.jp/

編集人　東京都目黒区緑が丘2-15-14
発行人　（公社）全国脊髄損傷者連合会
東京都世田谷区祖師谷3-1-17
ヴェルドゥーラ祖師谷102号室
障害者団体定期刊行物協会

印刷・製本　コロニー印刷

頒価五〇〇円